

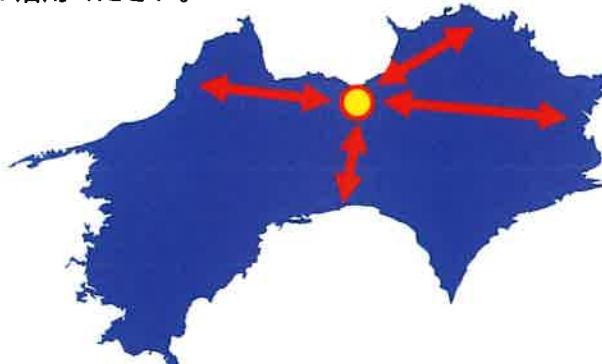


四国中央市団体旅行等宿泊事業費補助金

1. 補助内容

旅行業法に基づく登録を受けている旅行業者が行う団体旅行、もしくは学生等のスポーツ・文科系合宿により四国中央市に宿泊し、対象条件に該当する場合、予算の範囲内で補助金を交付します。

団体旅行は広域旅行の宿泊地として、合宿は四国中央市内での練習、遠征試合の拠点宿泊地として是非ともご活用ください。



2. 補助金額

1泊あたり2,000円に宿泊数の合計を乗じた額の補助金を交付します。(上限200,000円)

※簡易宿泊所に宿泊の場合は1泊あたり500円

3. 対象条件

四国中央市内の宿泊施設（旅館業法の許可を受けた施設）に宿泊し、下記の条件を満たすもの。

«団体旅行の場合»

旅行業法に基づく旅行業者が行う貸切バスを利用する団体旅行（募集型企画旅行、受注型企画旅行又は手配旅行）

«合宿の場合»

中学生以上のスポーツ・文化系の部活・クラブ・サークル合宿や大学のゼミ合宿

※学校教育法に規定する学校の生徒又は学生及びその指導者で主に構成され、学校や公共的団体により登録、認証、許可等をうけている団体

«共通条件»

- ・四国中央市内の宿泊施設に宿泊する数の合計が20泊以上であること
- ・特定の政治又は宗教活動を目的とするものではないこと
- ・大会、イベント、コンクール等への出場等を目的とするものではないこと
- ・同一申請者につき補助を受けられる回数は、同一年度内で5回を限度とする等

4. 対象期間

令和7年2月1日から令和7年3月31日

5. 申請受付

令和7年1月20日から（予算到達次第終了）